

令和4年度 教育実習の受け入れについて

大阪府立豊中支援学校

標記の件につきましては、次の規定に基づき決定します。

1. 教育実習の受け入れ条件

- (1) 教員志望の意志が強く、特別支援学校の教員免許状の取得をめざしている者
- (2) 原則として本校の校区内（豊中市・箕面市・池田市・豊能町・能勢町）の居住者
- (3) 教育実習期間中に、大学の指導教官等が視察できること
- (4) 大阪府特別支援学校教員採用試験の受験を希望する者
- (5) 同一大学の教育実習生の受け入れは原則2名
- (6) その他学校長が認める者

2. 教育実習の申し込みについて

- ・実習実施の前年度4月の第3月曜10時から電話（教育実習担当あて）にて先着順で受付
（令和4年度の教育実習受付は、令和3年4月19日（月）より）
- ・受入れ人数が定員を満了した時点で受け付けを終了する
- ・申し込みは学生個人からではなく、大学を通してとする

3. 教育実習受け入れ人数（2週間を1単位、4週間を2単位）

- (1) 前期教育実習期間 10単位分の人数
- (2) 後期教育実習期間 10単位分の人数

4. 実習期間

- (1) 前期実習受け入れ期間を、5月・6月・7月とする
- (2) 後期実習受け入れ期間を、10月・11月とする

5. 教育実習決定までの流れ

- (1) 5月の連休明けに、教育実習生が本校担当者に電話で面談を申し込む
- (2) 1学期中に面談実施
面談時に教育実習希望者記入用紙に必要事項を記載して持参すること
面談の結果で、教育実習可否の最終判断をする
- (3) 3月末頃に決定した教育実習期間を大学に電話にて連絡する

6. その他

- (1) 教育実習受け入れ学部・学年・学級については、学校が指定する
- (2) 教育実習受け入れを許可された者は、大学に「内諾依頼書」の送付を申し出ること
- (3) 実習年度の実習前オリエンテーションには、必ず参加すること
- (4) 教育実習に関する一連の問い合わせは、教務部 教育実習担当にすること

大阪府立豊中支援学校
〒560-0001
豊中市北緑丘2丁目7番1号
電話 06-6840-1824（直通）
06-6840-1801（代表）
問い合わせ：教務部 教育実習担当